

理 由

平成二十六年度に輸入される粉乳等について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入が本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められることから、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特
別緊急関税に関する規定の適用を停止する必要があるからである。